

曾於北部 土地改良区だより



無料で散水器具を貸し出します!! お気軽にご相談ください。

曾於北部地区の受益地において、畑かん散水器具を無料で貸し出しています。散水器具を使ったことが無い方や、購入を検討されている方は、貸出用で一度体験してみてはどうでしょうか。

令和8年度は、7月・8月の降雨が少なかったことから、保有する全ての散水器具を貸し出しても需要に対応しきれない状況となりました。今後は、実施中の県営事業により貸出器具を増備し需要に対応して行く予定です。詳しくは土地改良区までお気軽にご相談ください。



貸出用散水器具は数に限りがあります。
利用されたい方はお早めにご相談ください!
TEL:0986-72-0455



理事長あいさつ



理事長 高井田 繁

組合員の皆様には、平素より土地改良区の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により犠牲となられた方々に対し心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。被災地域の日も早い復旧・復興と、皆様の平穏な生活が一日も早く取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、本年の農業を取り巻く環境は、7月、8月の少雨に加え厳しい暑さが続いたことから農作物の生育や収穫にも影響が見られ、組合員の皆様におかれましては、農作業にご苦勞の多い時期となったことと存じます。改めて、農業を支える農業用水の重要性を強く認識したところであります。

近年は、気候変動による異常気象や自然災害が頻発する一方、農業従事者の高齢化や担い手不足など地域農業の持続に向けた課題も顕在化しております。このような中、将来にわたり安定した農業用水の供給を維持していくためには、畑地かんがい施設の適切な維持管理に加え、施設の長寿命化や計画的な更新・整備を進めていくことが重要となります。これらの取り組みには相応の費用を要することから、当土地改良区といたしましても、必要な施設整備を着実に進めていくため、国・県・市をはじめとする関係機関と十分に協議を行い、必要な支援や財源の確保について、引き続き積極的に要望してまいります。

現在実施しております県営畑地帯総合整備事業につきましては、令和7年度末時点の進捗率が事業費ベースで73.4%となっており、通水可能面積も919.5ha、全体の46%まで拡大しております。すでに事業が完了した地区もありますが、事業完了後は、末端散水施設等の導入に対する県営補助事業の対象外となり、導入費用が全額自己負担となります。散水施設の導入をお考えの組合員の皆様におかれましては、早急に当土地改良区へご相談いただき、県営補助事業の実施期間内にお申し込みくださいますようお願いいたします。補助事業を有効に活用していただき、自己負担の軽減を図りながら、畑地かんがいの水を有効に利用していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様のご健勝とご多幸、そして地域農業のさらなる発展を心より祈念申し上げますとともに、今後とも役職員一同、土地改良区の円滑な運営と地域農業の振興に努めてまいりますので、組合員の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和6年度 地区・組合員の状況

地区	年度	前年度末地積 (ha)	当年度末地積 (ha)	比較増減 (ha)	当年度賦課地積 (ha)
	令和6年度	1,988.0	1,980.6	△7.4 (地区除外、公共事業用地等)	158.3

組合員	選挙区別	財部町 (第1区)	末吉町 (第2区)	大隅町 (第3区)	合計
	令和5度末	1,161名	1,108名	516名	2,785名
	令和6年度末 (比較)	1,134名 (△27)	1,081名 (△27)	504名 (△12)	2,717名 (△66)

賦課金について

科目	賦課基準		備考
	種別	10a当り	
運営賦課金	茶畑	スプリンクラー	12,000円
		新植5年以内	3,600円
		点滴チューブ	4,000円
	ハウス		6,000円
		育苗ハウス	3,600円
	普通畑		3,600円

※料金は1年間の金額です。(4月1日～翌年3月31日まで)
※点滴チューブについて
・点滴チューブのみの施設の茶園に限る。(スプリンクラーとの併設の場合はスプリンクラーの金額)
・点滴チューブは1mあたり毎分130cc前後の散水量のもので、使用方法は補給かんがい及び液肥散布のみとする。
※育苗ハウスは筆ごとの10a単位での賦課とする。

※賦課金の支払は原則として曾於市内のJA窓口（振込手数料はご負担となります。）または、振込手数料のかからない口座振替での支払をお願いします。

※全国の金融機関、ゆうちょ銀行での口座振替も可能となりました！

総代・役員改選のお知らせ

令和9年3月5日をもちまして曾於北部土地改良区の総代が任期満了を迎え、改選の年となります。これに伴い、令和9年2月に総代選挙が行われます。

また、役員についても令和9年3月31日に任期満了を迎えます。役員は、推薦会議において推薦された方について、総代会での選任議決を経て決定されることとなっています。

総代・役員の皆さまには、地区の代表として今後4年間にわたり畑地かんがい事業の推進をはじめ、土地改良区の運営に携わっていただくことになります。

土地改良区の円滑な運営と地域農業の発展のため、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

かんしょ植付時の散水実証試験

当地区の主要作物である甘藷の生育における散水効果を確認するため、植付直後に噴射ホースによる散水を行い定着時の活着状況及び欠株数を比較しました。その結果、散水による初期生育への効果を確認するとともに散水区と未散水区の生育状況を比較しました。

その後、収穫量についても比較を行ったところ散水区と未散水区で結果にばらつきが見られ、散水による収量への効果については一様な傾向を確認するには至りませんでした。

また、実証結果の報告と併せて、協力いただいた曾於市内の3農家と今回の取組について意見交換会を行いました。意見交換では散水作業における課題や実施上の問題点、水利用の推進に関する意見など、取組の改善につながる貴重な意見を聞くことができました。

今後は、農家を取り組みやすい効率的な散水方法や水利用のあり方について検討し、関係機関や農家と情報共有を図りながら作物の安定生産に向けた水利用の推進につなげていければと思います。

散水区と無散水区の活着率の比較

地区	散水区	無散水区
財部	99.4%	95.2%
末吉	99.9%	98.7%
大隅	99.4%	98.3%

意見交換会の様子

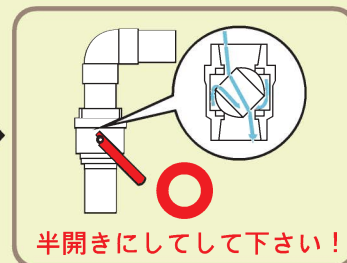
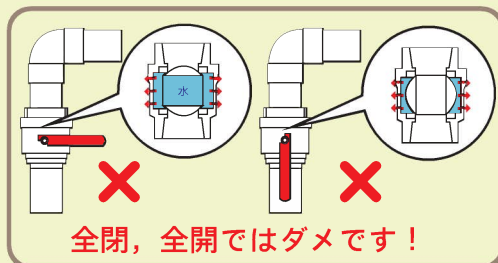


凍結による畑かん施設の破損に注意してください

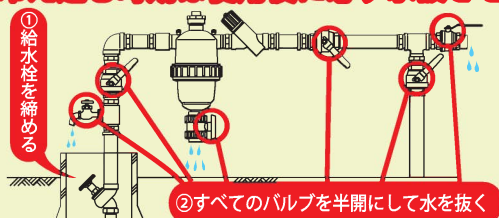
- ・ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。



※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。



※冷え込む時期は使用後に必ず水抜きをしてください。



※さらに施設を保温してください。



散水器具の設置について

畑かん散水器具が約2割の負担で設置できます！

- ※① 県営事業実施期間中であれば、約2割の自己負担で散水器具を設置することができます。
- ※② 県営事業が完了した地区は補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。
- ※③ 右図の赤枠の区域については、令和10年3月末までの申込期限となります。

主な散水器具の紹介

早めの申込をお願いします。



噴射ホース

3反当たり **48万円**

- ・移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。
3反当りの工事費 240 万円。
その 20% の 48 万円の負担で導入できます。



レインガン

3反当たり **28万円**

- ・畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。
3反当りの工事費 140 万円。
その 20% の 28 万円の負担で導入できます。



茶用

3反当たり **64万円**

- ・かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。
3反当りの工事費 320 万円。
その 20% の 64 万円の負担で導入できます。



スプリンクラー固定式

3反当たり **45万円**

- ・器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。(移動式も有)
3反当りの工事費 225 万円。
その 20% の 45 万円の負担で導入できます。



ローラー

1台 **46万円**

- ・複数の畑に散水できる。30aの畑を6～8時間で自動散水。
1台の工事費 230 万円。
その 20% の 46 万円の負担で導入（条件有）できます。



ハウス用

幅 6m×長さ 40m **18万円**

- ・自動散水タイマー等を活用し、吊下げ式や散水チューブによる散水ができる。
ハウス 1 棟 6m×40m の場合 18 万円の負担で導入できます。

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料、畑の形により変動することがあります。

給水栓の設置忘れはありませんか？

事業が完了しますと給水栓の設置は全額自己負担のうえ手続き等も大変です。事業実施中に設置することをお勧めします。**※給水栓の設置だけでは料金は発生しません。**

水利用の申込をすれば
水が使えます。



水利用申込無

※給水栓を設置しただけ
では料金は発生しま
せん。

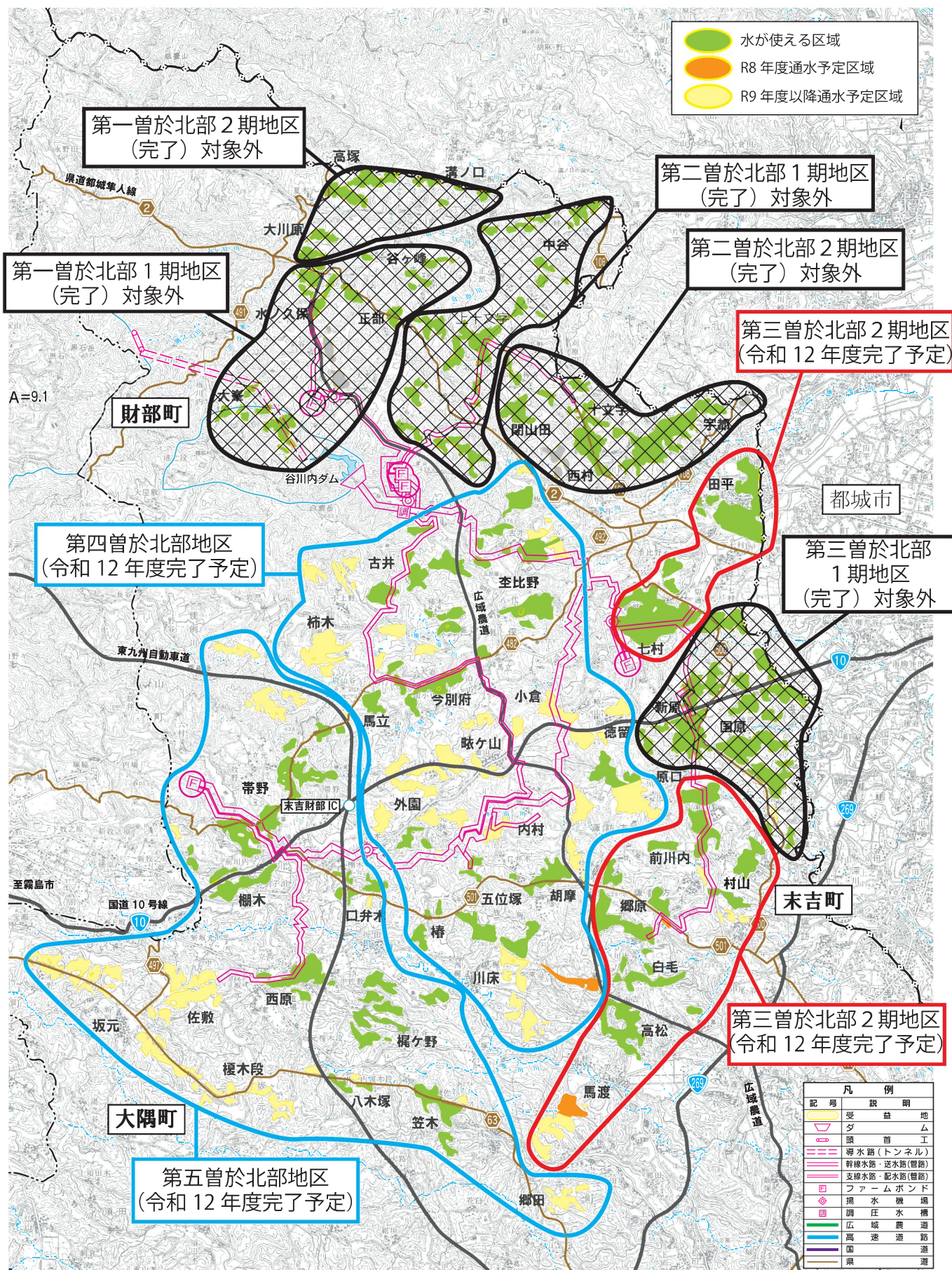
水が使用できます！
使用料が発生します！



水利用申込済

※土地改良区に水利用の
申し込みをして初めて
料金が発生します。

畑地かんがい事業の進捗状況と地区の完了年度



の地区については県営補助事業が完了し、既に対象地区から除外となっています。

第16回通常総代会を開催

令和8年3月25日（水）午前10時より曾於市末吉総合センター大研修室において、第16回通常総代会を開催しました。議長に第2区の寺蘭総代を選出して議事に入り、提出した報告第1号から議案第18号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

- 報告第1号 令和7年度第1回理事会専決処分事項の承認について
- 報告第2号 令和7年度第2回理事会専決処分事項の承認について
- 議案第1号 令和6年度事業報告の承認について
- 議案第2号 令和6年度一般会計・特別会計収支決算及び財務諸表の承認について
- 議案第3号 令和6年度財産目録の承認について
- 議案第4号 令和7年度一般会計収支補正予算（案）の議決について
- 議案第5号 令和8年度事業計画（案）の議決について
- 議案第6号 令和8年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
- 議案第7号 令和8年度役員報酬及び日当の議決について
- 議案第8号 令和8年度一時借入金の最高限度額の議決について
- 議案第9号 令和8年度預貯金預入先金融機関の議決について
- 議案第10号 令和8年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について
- 議案第11号 令和8年度加入金の額の議決について
- 議案第12号 曾於北部土地改良区定款の一部改正（案）の議決について
- 議案第13号 曾於北部土地改良区役員選任規程の一部改正（案）の議決について
- 議案第14号 曾於北部土地改良区総代選挙規定の一部改正（案）の議決について
- 議案第15号 曾於北部土地改良区規約の一部改正（案）の議決について
- 議案第16号 曾於北部土地改良区会計細則の一部改正の承認について
- 議案第17号 曾於北部土地改良区施設更新積立金の設置・管理及び運用規程の一部改正の承認について
- 議案第18号 令和8年度一般会計・特別会計収支予算（案）の議決について



総代会の様子



令和6年度 財産・賦課金等状況・各積立金状況

1. 財産目録（令和7年3月31日現在）

資産の部			負債の部		
科目	金額（円）	附記	科目	金額（円）	附記
1. 流動資産	24,034,494	現金・預金	1. 流動負債	16,053,602	未払金等
2. 固定資産	118,456,495	施設使用収益権・積立金等	2. 固定負債	56,576,772	公庫資金長期借入金等
3. 繰延資産	0		計	72,630,374	
計	142,490,989		差引	69,860,615	正味財産

2. 農業基盤整備資金（借入先：日本政策金融公庫借入金：平成26年度から令和6年度まで）（単位：円）

借入総額	償還済額	R6年度償還元金	R6年度償還利息	R6年度償還合計額	未償還額
77,981,000	27,761,673	7,095,321	244,291	7,339,612	43,124,006

3. 賦課金（納入・滞納状況）

賦課金種目	調定額（円）	徴収済額（円）	未収額（円）	徴収率
運営賦課金	8,723,710	8,723,710	0	100%
特別賦課金（県営）	684,000	684,000	0	100%
特別賦課金（公庫）	7,339,227	7,339,227	0	100%

4. 一般会計積立金・発電事業会計積立金（令和7年3月31日現在）

一般会計積立金	
科目	積立額（円）
財政調整積立	32,164,138
職員退職積立	17,073,273
施設更新積立	32,500,000

発電事業会計積立金	
科目	積立額（円）
欠損調整積立	500,001
災害準備積立	3,850,003
建設改良積立	19,175,025

令和6年度の
執行状況です。



令和6年度 収支決算

1. 一般会計収支決算

収入の部		支出の部	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	16,761,267	1. 土地改良事業費支出	47,440,851
2. 附帯事業収入	14,085	3. 一般管理費支出	2,822,602
3. 特定資産運用収入	40,659	4. 土地改良事業負担金支出	7,256,000
4. 補助金等収入	42,100,000	5. 借入金返済支出	7,095,321
7. 業務受託料収入	7,388,002	6. 支払利息	244,291
8. 雑収入	1,159,248	7. 固定資産取得支出	857,048
9. 借入金収入	6,572,000	9. 特定資産積立支出	10,003,000
10. 特定資産取崩収入	0	10. 雑支出	0
11. 固定資産売却収入	0	14. 繰越金 (R7年度へ)	5,326,703
14. 他会計繰入金	2,272,000	15. 予備費	0
15. 繰越金	4,738,555		
収入合計	81,045,816	支出合計	81,045,816

2. 特別会計収支決算（太陽光発電事業）

収入の部		支出の部	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,361,664	1. 土地改良事業費支出	6,431,813
2. 特定資産運用収入	7,832	2. 発電事業費	308,148
5. 雑収入	2,228	3. 一般管理費	367,460
7. 特定資産取崩収入	0	6. 特定資産積立支出	5,785,000
12. 繰越金	2,271,384	8. 国庫納付金支出	0
		11. 他会計繰出額	2,272,000
		12. 繰越金 (R7年度へ)	478,687
		13. 予備費	0
収入合計	15,643,108	支出合計	15,643,108

注※新会計基準では支出科目に繰越金を設けているため、差引残高は0円となります。

令和8年度 収支予算

1. 一般会計収支予算

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	22,782,000	1. 土地改良事業費支出	53,065,000
2. 附帯事業収入	18,000	3. 一般管理費支出	4,866,000
3. 基本財産運用収入	1,000	4. 土地改良事業負担金支出	11,500,000
4. 特定資産運用収入	1,000	5. 借入金返済支出	8,109,000
5. 補助金等収入	46,656,000	6. 支払利息	437,000
8. 業務受託料収入	3,646,000	7. 固定資産取得支出	299,000
9. 雑収入	994,000	9. 基本財産積立支出	2,500,000
10. 借入金収入	5,000,000	10. 特定資産積立支出	4,180,000
11. 基本財産取崩収入	1,000	11. 雑支出	1,000
12. 特定資産取崩収入	1,503,000	15. 繰越金	1,000
13. 固定資産売却収入	3,000	16. 予備費	425,000
16. 他会計繰入金	478,000		
17. 繰越金	4,300,000		
収入合計	85,383,000	支出合計	85,383,000

2. 特別会計収支予算（太陽光発電事業）

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,910,000	1. 土地改良事業費支出	7,362,000
2. 特定資産運用収入	1,000	2. 発電事業費	1,185,000
5. 雑収入	2,000	3. 一般管理費	510,000
7. 特定資産取崩収入	725,000	6. 特定資産積立支出	5,279,000
12. 繰越金	478,000	8. 国庫納付金支出	1,000
		11. 他会計繰出額	478,000
		12. 繰越金	1,000
		13. 予備費	300,000
収入合計	15,116,000	支出合計	15,116,000

組合員の皆様へ

節水のお願い

谷川内ダムは国土交通省に許可された水利権により期別の最大取水量が定められています。定められた取水量を超えて取水した場合、水利権が停止される可能性があります。

また、各畑に配水するための貯水タンクであるファームポンドの容量には限りがあります。ファームポンドが空になると、その地域一帯が散水不可能となりますので、水を適量散水したら必ず畑まで行き、散水を停止するようお願いいたします。

※特に茶の灌水には必ず散水コントローラーを必ず使用してください。



散水コントローラー

散水装置のフィルターは定期的に点検してください

パイプラインで漏水が発生した場合にシラスや軽石などが混入することがあります。排泥作業を行いますが完全には取り除くことが出来ないため、装置のフィルターにシラスや軽石等が詰まって散水できない状況になります。特に茶の防霜前には必ずフィルターや各調整弁などの点検を定期的に行ってください。



※定期的に確認と点検をしてください

トラクターでの給水栓破損に気を付けてください

トラクターによる草刈時等に、誤って給水栓や保護柵を破損させる事例が増えてきています。作業前に給水栓の位置の確認をお願いします。給水栓のある位置に目印を立てるのも効果的です。破損させた施設については、原因者負担での修理となります。



※トラクター用モアによる給水栓破損

畑かん地区内の農地や組合員（耕作者）に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入，除外



提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

曾於北部土地改良区の事務所が移転しました!!

新しい事務所は財部中央公民館の2階になります。

公民館内の階段もしくはエレベーター、または外の階段をご利用ください。

土地改良区の情報や大切なお知らせを発信していきますので、ホームページを是非ご覧ください。

※右のQRコードでホームページに簡単アクセス!



発行：曾於北部土地改良区

〒899-4101

鹿児島県曾於市財部町南俣 460 番地 1

（財部中央公民館2階）

TEL & FAX : 0986-72-0455

緊急時：①080-4278-0455 ②080-4280-0455

財部中央公民館 2階 配置図

